vinetur

フランス、2026〜2027年のシャンパーニュ作期にリザーブ規則を義務化

省令により、業界団体の在庫管理決定が法的拘束力を持ち、シャンパーニュ地方の栽培農家、協同組合、ワイン商に適用される

2026年11月20日（金）



フランスは2026〜2027年の作期に向け、シャンパーニュの供給に関する一連の規則を義務化した。業界団体が定めたリザーブと在庫管理の要件が、アペラシオン全域に適用される。

11月18日水曜日付の省令が金曜日にフランス共和国官報に掲載され、シャンパーニュ業界を代表する業界団体 Comité interprofessionnel du vin de Champagne の決定 V.1.2026 に法的拘束力を与えた。同令により、リザーブ義務を含む同決定の供給規則は、2026〜2027年の作期にシャンパーニュ業界のすべての事業者に適用される。

この文書には農業・食料主権担当大臣と経済・財務・産業・デジタル主権担当大臣が署名した。法

的根拠として、フランスの農村法と農産物に関する欧州連合の市場規則の双方を挙げている。

政府は、2026～2027年のワイン生産期にシャンパーニュのワイン部門で供給を均衡させて管理するため、この措置が必要だと説明した。根拠となる業界決定は、シャンパーニュの業界委員会が6月18日に採択した。

実務上、この省令によって業界団体の決定は、アペラシオンのもとで事業を営む栽培農家、協同組合、ワイン商を含むシャンパーニュのサプライチェーン全体に適用される強制力のある規則となる。つまり、リザーブ要件やその他の供給規定を、業界内の指針にすぎないものとして扱うことはできなくなる。

省令自体は新たな制裁を定めていない。不遵守に対する検査や罰則は、ワイン業界ですでに施行されている規則に従うとしている。同令の執行は食品総局長に委ねられた。

飲料業界にとって、この措置はシャンパーニュ生産者による原酒在庫の管理や、作期を通じた供給の放出に直接影響する可能性がある。リザーブ規則は、ヴィンテージをまたいで生産量を平準化し、アペラシオンの枠組みを変えることなく需要の変動に対応するうえで役立つため、シャンパーニュ地方の重要な手段となっている。

このため、この措置の重要性は限定的な法的論点にとどまらない。リザーブと供給に関する決定は、ブレンドや将来の出荷に向けてどれだけのワインを確保するか、生産者が出荷をどう計画するか、そして地域が生産量を市場の状況にどう合わせるかに影響する。シャンパーニュ・メゾンや栽培農家にとって、在庫方針は、ボトルが輸出市場や国内の店頭に並ぶかなり前から、キャッシュフロー、保管需要、販売計画を左右し得る。

官報の告示は簡潔だが、その効果は明確だ。シャンパーニュ業界内で採択された決定が、2026～2027年の作期に国の後ろ盾を得た規制として法的効力を持つことになった。